

くらしの窓すぎなみ

編集・発行：杉並区立消費者センター
杉並区天沼 3-19-16 ウェルファーム杉並 3 階
tel.03-3398-3141

2026.7 NO.353
令和 8 年 7 月発行

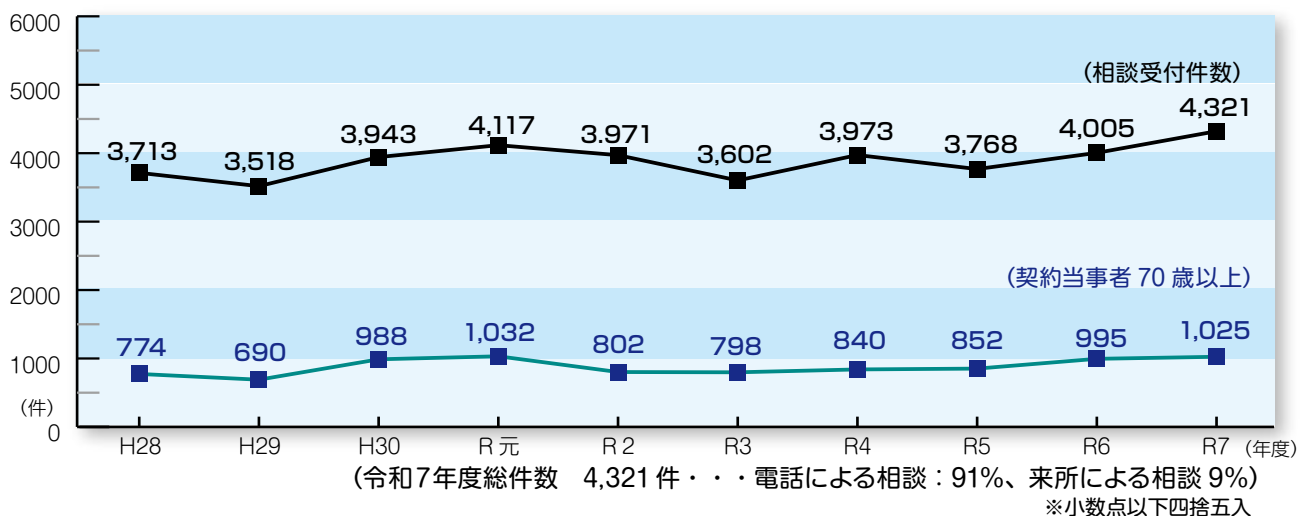
買い物やサービスの契約で困った時は 消費者センターをご利用ください

消費者からの商品やサービスの契約に関するトラブルの相談や問い合わせ、製品の安全性や品質・機能に関する疑問など、消費生活に関する様々な相談を専門の相談員がお受けしています。

- 杉並区在住・在勤・在学者ご本人とそのご家族やヘルパーの方など周囲の方が利用できます。
- 相談は無料（通信料はご負担ください）で、個人情報を守られます。
- 消費者の窓口です。事業者の方の相談は対象外です。

令和 7 年度に寄せられた相談件数は 4,321 件と、前年に比べて 7.9% (316 件) 増加しました。契約当事者を年代別にみると、20 歳未満の相談件数は減少しましたが、その他の全ての年代で増加しています。そのことから、全体の相談件数は前年度より増加しています。特に 70 歳以上の占める割合は依然高く、23.7% (1,025 件) となっています。

▼ 相談件数の推移



ホームページで閲覧できる消費者センターの発行物

消費生活に関する相談をお受けしています。
お気軽にご相談ください。

杉並区立消費者センター

相談専用 03-3398-3121

相談受付時間 午前 9 時～午後 4 時（土曜・日曜・祝日・12/29～1/3は休み）

メニュー

- 消費者センターとは
- お知らせ
- 相談
- クーリング・オフ
- 消費者講座
- 講師派遣
- 関連資料
- 役立つリンク集
- トピックス一覧



情報紙「くらしの窓すぎなみ」

隔月で発行しているこの情報紙です。最新情報をお届けするため、臨時号も毎月発行しています。

くらしのお助けガイド

契約など消費生活に関わりの深いテーマを取り上げ、情報をまとめました。困った時に解決の手助けとなるヒント集です。



令和7年度 消費生活相談の概要

相談の多い商品・サービスについては、「不動産貸借（賃貸住宅・マンション等）」が6年度に引き続き1位となり、相談件数も330件から437件に増加しています。主な相談内容としては、賃貸住宅の不具合に管理会社や不動産会社に対応してくれない、賃貸マンションを退去したが高額な原状回復費用を請求されている、賃貸住宅の更新時に家賃値上げの連絡を受けた、などが多くありました。

3位の「化粧品」は、6年度の相談件数140件(4位)から147件と増加しています。お試し商品の注文をしたはずが定期購入の申し込みになっていた、注文した覚えのないものが届いたなど、返品・返金に関する相談が多くありました。7位の「健康食品」についても、多くは気づかぬうちに定期購入になっていたという相談です。

4位の「建築工事（住宅建築・リフォーム等）」は、相談件数が6年度137件（6位）から1件増えて138件となりました。依然として点検と称して業者が突然消費者宅を訪問し、リフォームや修理の契約をさせる商法（いわゆる点検商法）の相談が多く見られます。

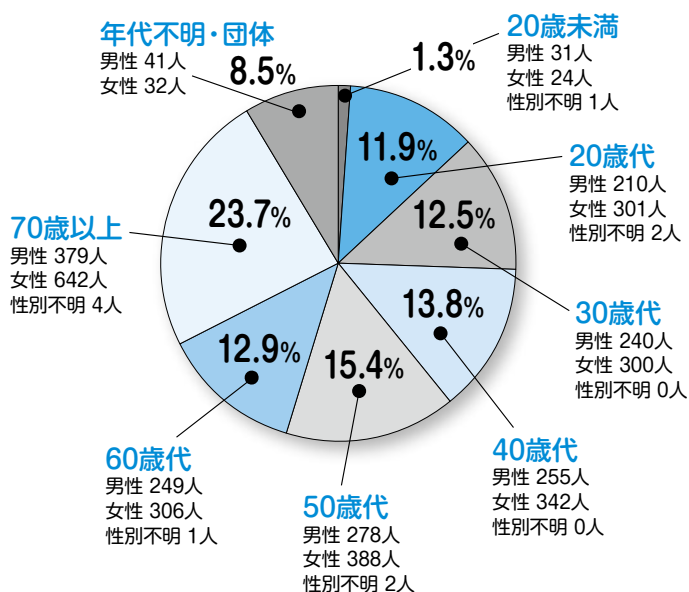
同じく4位の「医療サービス（美容医療等）」は、相談件数が6年度164件(3位)から138件に減少しました。相談内容は医療脱毛等を含む解約・返金トラブルに関するものが多くありました。

▼相談の多い商品・サービス

順位	商品・サービス名	件数
1	不動産貸借（賃貸住宅・マンション等）	437件
2	放送・コンテンツ（情報サイト・配信サービス等）	263件
3	化粧品	147件
4	建築工事（住宅建築・リフォーム等）	138件
4	医療サービス（美容医療等）	138件
6	インターネット通信サービス	126件
7	紳士・婦人洋服	124件
7	健康食品	124件
9	移動・通信サービス	107件
10	教室・講座	103件

▼契約当事者の性別・年代別件数

対象期間 令和7年4月～8年3月



消費者センターの講座・イベント

消費者講座 →P4をご覧ください。

くらしに役立つ身近なテーマを取り上げ、広報すぎなみ、区ホームページなどで開催をお知らせします。年1回規模を拡大し消費生活特別講座も行っています。

講師派遣（出前講座）

消費者被害の未然防止のため、区内の施設・事業所、学校等に無料で講師を派遣しています。おおむね10名以上の集まりでご利用いただけます。

パネル展示

井草地域区民センターまつりに消費者センターが参加します！

9月6日(日) 消費生活パネル展示／啓発チラシ・冊子・グッズの配布



消費生活相談の流れ

●まずはお電話ください。来所による相談も受け付けています。

●専門の相談員が、相談を聞き取って内容を整理し、中立・公正な立場で解決への「助言*」、必要に応じて「あっせん*」や「情報提供*」を行います。

*助言・・・自分の力で問題が解決できるよう、消費者に必要な情報や具体的な交渉のしかたを支援します。

*あっせん・・・相談員が消費者と事業者の間に入る必要があると判断した場合は、被害救済のための話し合いの調整を行います。

*情報提供・・・相談内容によっては、専門の相談機関をご紹介します。

●寄せられた相談は、消費者被害の未然防止や被害拡大防止のデータとして活用されます。

●杉並区立消費者センターは、事業者への指導権限はありません。



こんな相談がありました!!

「なんでも買い取ります」にご注意！ 目的は貴金属かも！？



相談事例

高齢の一人暮らしの母宅に、「不用品をなんでも買い取る」と買取業者が訪問してきた。使わない食器を見せたところ、それには目もくれず「ほかに貴金属はないか」と強い口調で聞いてきたという。怖くなった母は、指輪やネックレスなど5点を渡し、7千円を受け取った。母は認知機能が低下しており、安く買い取られたことに気づいていない。解約できないだろうか。

消費者へのアドバイス

判断力が低下した高齢者が訪問購入のトラブルにあったという相談が複数寄せられています。事例のように、訪問時に「なんでも買い取る」と言うのは家にあがりこむ口実で、貴金属を安価で買い取ることが目的です。

●突然訪問してきた買取業者を家に入れてはいけません

買取業者の飛び込み勧誘は禁止されていますが、「突然、業者が訪問してきた」といった事例は依然として見られます。事前の連絡もなく突然訪ねてきた場合はインターフォン越

しで対応し、家に入れないようにしましょう。

●事前に電話がかかっても、安易に訪問を承諾しないようにしましょう

「なんでも買い取る」と事前に電話をかけてくる場合もあります。その際も安易に訪問を承諾せず、不審に思ったら電話を切りましょう。業者が来訪することになったら、信頼できる人に立ち会ってもらいましょう。一人で対応すると、訪問時に話が違うことに気づいても断り切れなくなる場合があります。

●クーリング・オフができます

訪問購入は、契約書面を受領した日から8日以内であれば、クーリング・オフ（無条件で契約解除）をすることができます。また、この8日間は物品の引き渡しを拒むことができるため、契約しても物品を渡す必要はありません。

●周囲の方の気づきも大切です。消費者センターにご相談ください。

消費者講座の予告

最新情報は二次元コードでご確認ください ▶



野菜をムダにしない！

干し野菜で食品ロスを減らそう

* 2月に実施した内容と同じです

【日 程】 8月20日(木) 午後2時～4時

【講 師】 野菜ソムリエプロ 牧野 悦子 氏

【定 員】 32名

【申込受付開始】 7月15日(水) 8時30分～



【場 所】 ウェルファーム杉並3階 第1・2教室
電話で消費者センター (03-3398-3141) へ

消費生活特別講座のお知らせ

おもしろい人生のススメ 本当にあなたは騙されない？

参加費無料
8/3(月)より
受付

「5分にいっぺん笑わしまっせ！」をモットーにしている講師から、賢くお金と付き合う方法や、お金に関するトラブルに巻き込まれないための予防ポイントなどを学びます。

【日 時】 令和8年9月5日(土) 午後2時～4時

【会 場】 ウェルファーム杉並4階 共用会議室

【講 師】 いちのせ かつみ 氏

【定 員】 70名(先着順/どなたでも)

※1歳～就学前託児・手話通訳あり(要予約)



詳しくは、広報すぎなみ 8月1日号、区ホームページ、ポスター・チラシ等をご覧ください。

- 受付開始 8月3日(月)より
- 問合せ/申込み 消費者センター TEL 03-3398-3141

訪問販売
お断りしまステッカー



玄関、インターフォンや電話の近くに貼ってご利用ください。事業者の勧誘を上手にお断りいただくためのツールです。

商品の購入、契約などについてトラブルが起きたとき、迷ったときなどお気軽にご相談下さい！

杉並区立 消費者センター

相談専用 03-3398-3121

相談受付時間 午前9時～午後4時(土曜・日曜・祝日・12/29～1/3は休み)

杉並区立消費者センター

検索